

2011-B					
拠出金・基金の名称:	コンピュータ機器廃棄物適正管理事業等拠出金				
種 別	イヤーマーク ノン・イヤーマーク				
拠出先の国際機関名: バゼル・ロッテルダム・ストックホルム条約事務局					
【所管官庁担当局課・室名】: 環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 適正処理・不法投棄対策室					
【当該任意拠出金の目的・用途等】 当該任意拠出金は、バーゼル条約締約国会議で採択された決議に基づく、条約全体として有害廃棄物等の環境上適正な管理を実施するための各種活動(コンピュータ機器廃棄物適正管理事業、技術専門家による環境上適正な管理に関するフレームワークの策定、有害廃棄物の不法越境移動防止に向けた対策、有害廃棄物等の環境上適正な管理に関する技術指針作成、電気電子機器廃棄物の環境上適正な管理に関するプロジェクト)に対する支援を目的としている。					
最近3年間の我が国支払額及びODA率					
単 位	邦 貨 (千 円)	外貨1 (千ドル)	外貨2 (千)	レート	ODA率(%)
平成23年度	27,367	-	-	円建て	0
平成22年度	34,122	-	-	円建て	0
平成21年度	37,389	-	-	円建て	0
【当該任意拠出金等の意義、成果等に関する我が国としての評価】 平成23年度においては、平成20年に開催されたバーゼル条約第9回締約国会議の決議に基づき、コンピュータ機器廃棄物適正管理事業、電気電子機器廃棄物の環境上適正な管理に関するプロジェクト、有害廃棄物等の環境上適正な管理に関する技術指針作成事業に対して拠出を行った。コンピュータ機器廃棄物適正管理事業については、使用済みコンピュータ機器廃棄物の回収やリユース・リサイクル、環境上適正な管理に関する各種技術指針の作成、電気電子機器廃棄物の環境上適正な管理に関するプロジェクトについては、電気電子機器廃棄物の回収プロジェクト(ベトナム)、意識啓発・能力開発プロジェクト(タイ)、法制度制定検討プロジェクト(カンボジア)の立ち上げ・実施、有害廃棄物等の環境上適正な管理に関する技術指針作成事業については、我が国は水銀廃棄物の環境上適正な管理に関する技術ガイドラインの策定をリード国として実施した。これらの成果は、平成23年に開催されたバーゼル条約第10回締約国会議での採択または今後も継続的に実施していくことになり、我が国のこれらの事業に関する貢献度は、本締約国会議において国際的に認められた。なお、水銀廃棄物の環境上適正な管理に関する技術ガイドラインに関しては、平成22年から平成25年にかけて国際交渉が行われた水銀に関する水俣条約における水銀廃棄物管理条項において、活用されるべきガイドラインとして規定されることになった。					